

平成28年生駒市議会（第2回）定例会議案

（追加提案分）

平成28年3月25日

生 駒 市

平成 28 年生駒市議会（第 2 回）定例会議案目録

（追加提案分）

議案番号	議案名	頁
報告第 2 号	市長専決処分の報告について (変更契約の締結について)	1～2
報告第 3 号	市長専決処分の報告について (和解及び損害賠償の額の決定について)	3～4
議案第 45 号	生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	5～6

報告第 2 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

記

変更契約の締結について

平成28年3月25日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

変更契約の締結について

議会の議決を経て締結した契約の変更契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、下記のとおり専決処分する。

記

- 1 契約の目的 （仮称）南こども園新築工事
- 2 契約の方法 事後審査型条件付一般競争入札
- 3 契約金額
 - (1) 変更前 743,796,000円
 - (2) 変更後 770,630,760円
- 4 契約の相手方 御所市150番地の3
株式会社鍛冶田工務店 奈良本社
奈良本社統括 柏原幸嗣
- 5 工期 契約の日から平成28年3月31日まで

平成28年3月16日

生駒市長 小 紫 雅 史

報告第 3 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成28年3月25日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額の決定について

和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、下記のとおり専決処分する。

記

1 事故区分及び事故発生日

物損事故

平成28年2月8日（月）午後4時頃

2 事故発生場所

生駒市鹿畑町906番地2先

市道鹿畑清水線支線5号上

3 損害賠償額

金 57,482円

4 事故の概要

上記場所において、市民が歩行中、アスファルト舗装が陥没し、下肢装具に損害を与えたもの

平成28年3月18日

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 45 号

生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定
について

上記の議案を提出する。

平成28年3月25日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和53年9月生駒市条例第31号）
の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（助成金の支給制限）

第3条の2 助成金は、次の各号のいずれかに該当するときは、その年の8月から翌年7月までは、支給しない。ただし、第2条第1号ウ又はエに該当する者のうち15歳に達する日後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものに対する助成金を除く。

- (1) 第2条第1号ウ又はエに掲げる者を扶養又は養育する者（以下「扶養者等」という。）の前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）が、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに扶養親族等でない対象児童で扶養者等が前年の12月31日（1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の

1 2月31日)において生計を維持したものの有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第2条の4第2項に規定する額以上であるとき。

(2) 扶養者等の配偶者又は第2条第1号ウ又はエに掲げる者の配偶者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第2条の4第5項に規定する額以上であるとき。

(3) 扶養者等の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で扶養者等と生計を同じくするもの又はこれらの者以外の者であつて第2条第1号のウ若しくはエに掲げる者若しくは当該者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該者と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第2条の4第5項に規定する額以上であるとき。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、児童扶養手当法施行令第3条及び第4条の規定の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。